

## 指定再資源化機関が実施する平成17年度離島対策等支援事業 への出えんについて

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人はその管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を指定再資源化機関の実施する離島対策支援事業等に要する費用に出えんできるとなっている。

本年6月に開催された第9回資金管理業務諮問委員会において、平成17年度離島対策支援事業に対する出えん方針(出えん開始時期10月1日、出えん率80%)が審議・承認されており、これに基づいて関係自治体から提出された出えん要請書を集計した結果、要請は79市町村、予定総額274,833千円となった。

離島対策等検討会では、関係自治体から提出された要請予定金額の適切性を確認したうえで、離島対策等支援事業を実施するための費用として、支援事業費288,578千円(要請予定総額に予備費5%分を加算)が必要という結論になった。なお、離島対策等支援事業資金出えん計画(案)については資料3 - 2別添、3 - 3を参照。

一方、出えん金の原資となる特定再資源化預託金等は7月末時点で612,126千円となっている。

したがって、上記支援事業費288,578千円に第7回資金管理業務諮問委員会で審議・承認されている出えん業務運営費125,000千円を加えた合計413,578千円を指定再資源化機関たる(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部に対して平成17年度離島対策等支援事業の費用として出えんするため、経済産業・環境大臣に対して資料3 - 2のとおり出えんの承認申請をしたい。

以上